

○性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント防止等に関する  
相談員及び調査担当委員の留意すべき事項に関する指針

(2022年3月28日全部改正)

本会は、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（以下、「規則」という。）第13条に基づき、相談員（規則第8条第1項）が苦情相談等（規則第4条）の相談を行い、調査担当委員（同11条第2項）が苦情相談等の内容について調査を行うにあたって留意すべき事項に関する指針を定める。

## 第1 基本的な心構え

相談員及び調査担当委員は、性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント（以下「性を理由とする差別的取扱い等」という。）に関する苦情相談等又は調査にあたり、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 相談者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。
- (2) 事態を悪化させないために、迅速な対応を心掛けること。
- (3) 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由がある場合以外、知り得た秘密を厳守すること。
- (4) 相談者が、苦情相談等を行ったり、調査を申立てたことにより給与や任用の取扱いその他いかなる不利益も受けることのないように十分に注意すること。苦情相談等の調査に協力した者についても同様とする。

## 第2 相談員による苦情相談等の進め方

### 1 苦情相談の申出

#### (1) 相談員名簿

会長は、作成した相談員名簿を本会に備え置くとともに、本会ホームページ上にその名簿を掲載する。

#### (2) 苦情相談等の申出

ア 相談員による相談を希望する者は、次のいずれかの方法により申出る。

(ア) ハラスメント相談窓口に出る。電話、FAX、Eメール（本会のウェブサイト内に設置した相談フォームがある場合にはこれを含む。）、郵送による申出も受付ける。

(イ) 規則第8条による相談員に申出る。なお、規則第8条の2による外部専門相談員に直接申出することもできる。

イ (2) ア (ア) の申出があった場合には、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）は、相談者の希望を考慮しながら、担当相談員2名を指名し、(2) ア (イ) の申出があった場合には、申出を受けた者が相談担当員となる。

ウ 相談者は、担当相談員に公正を妨げるべき事情があると考えるときは、委員長に担当相談員の変更を求めることができる。担当相談員は、苦情相談等の相談について自らが当事者または関係者である事案（相手方から相談等を受けていた場合も含む。）であることが判明した場合には、当該相談担当を回避しなければならない。また、委員長は、苦情等の相談について担当相談員が当事者又は関係者であると判断した場合には、当該担当相談員を別の担当相談員に交代させなければならない。

### (3) 相談員の任務の範囲

相談員は、規則第9条各号に定める任務を行い、加害者とされる会員からの事情聴取や第三者からの事実関係等の聴取は行わない。

## 2 苦情相談等

(1) 担当相談員は相談者からの苦情相談等に当たっては、その内容を相談者以外の者に見聞きされないように周りから遮断された場所で行う。

(2) 担当相談員は、相談者から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意すること。調査担当委員が調査を行う場合も同様とする。

ア 相談者の求めるものを把握すること。

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、又は喪失した利益の回復、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるかについて把握する。

イ どの程度の時間的余裕があるのかについて把握すること。

相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応に当たり、どの程度の時間的余裕があるのかを把握する。

ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聴くこと。

特に、相談者は、性を理由とする差別的取扱い等を受けた心理的な影響から、必ずしも整然と事実関係について話すことが出来るとは限らない。むしろ、脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよう努める。

エ 事実関係については、次の事項を把握すること。

(ア) 当事者（相談者及び加害者とされる会員）間の関係

(イ) 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。

(ウ) 相談者は、加害者とされる会員に対してどのような対応をとったか。

(エ) 相談者の上司等に対する相談を行っているか。

なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを把握する。

オ 聴取した事実関係を相談者に確認すること。

聞き間違いの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱するなどして、相談者に確認する。

### 第3 調査担当委員による調査の進め方

#### 1 加害者とされる者からの事情聴取

調査担当委員は、原則として、加害者とされる会員から事実関係等を聴取する必要がある。ただし、苦情等の内容に応じて、その都度適切な方法を選択して対応する。

#### 2 加害者とされる会員から事実関係等を聴取する場合には、十分弁明の機会を与え、その主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

#### 3 第三者からの事実関係等の聴取

相談者から申出のあった性を理由とする差別的取扱い等について当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。

この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

#### 4 調査担当委員による委員会への報告

調査担当委員は、調査結果を踏まえて委員会に報告する。

### 附 則

この指針は、2022年3月28日から施行する。